

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一
- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (同) 二
- 認証食品の認証 (食産業振興課) 二
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 二
- 道路の供用開始 (道路課) 三
- 都市計画変更案の縦覧(二件) (都市計画課) 三
- 都市計画事業の事業計画の認可(二件) (同) 四
- 土地改良区役員の住所変更の届出 (東部地方振興事務所) 四
- 県営土地改良事業計画の変更 (農村振興課) 五
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 五

## 告 示

○宮城県告示第六十七号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

ページ

| 番号 | 種類   | 図書類の名称                           | 発行所      |
|----|------|----------------------------------|----------|
| 一  | 雑誌   | エキサイティングマックス 2月号<br>0209112      | 株ぶんか社    |
| 二  | 雑誌   | ラジオライフ 2月号<br>09155102           | 株三オブックス  |
| 三  | 雑誌   | 秘密の裏モノ大図鑑<br>62879130            | 株メディアソフト |
| 四  | 雑誌   | 中毒者続出 過激エロサイト200<br>01806112     | 株鉄人社     |
| 五  | 雑誌   | 実話ナックルズ増刊レベル9 vol.11<br>68513186 | 株晋遊舎     |
| 六  | 雑誌   | iP 2月号<br>01481102               | 株双葉社     |
| 七  | コミック | ミスミンウ 上<br>50185177              | 株双葉社     |
| 八  | コミック | ミスミンウ 下<br>50185178              | 株双葉社     |

### 二 指定理由

図書類の内容が一の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、二から六の図書類にあつては著しく犯罪を誘発し、七、八の図書類にあつては甚だしく残忍性を有するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名称       | 所在地            | 指定年月日       |
|----------|----------------|-------------|
| やまとクリニック | 塩竈市字伊保石二十一     | 平成二十六年十二月一日 |
| 中川薬局登米店  | 登米市登米町寺池桜小路九十九 | 平成二十六年十二月一日 |

|             |                    |             |
|-------------|--------------------|-------------|
| イオン薬局多賀城店   | 多賀城市町前四一〇一         | 平成二十六年八月二十一 |
| イオン薬局利府店    | 宮城郡利府町利府字新屋田前二十二   | 平成二十六年八月二十一 |
| くるみ薬局       | 大崎市古川穂波四一〇二七三三―四   | 平成二十六年十二月一日 |
| 成沢歯科医院      | 多賀城市新田字後十二一十二      | 平成二十四年九月一日  |
| 長井内科医院      | 大崎市古川三日町一三二―二十五    | 平成二十六年十二月六日 |
| さくら薬局登米佐沼店  | 登米市迫町佐沼字江合二一〇二一―十二 | 平成二十六年十二月一日 |
| 本塩釜耳鼻咽喉科クリニ | 塩竈市北浜一七―七          | 平成二十七年一月一日  |

○宮城県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称       | 所 在 地            | 廃 止 年 月 日    |
|-----------|------------------|--------------|
| アイセイ薬局登米店 | 登米市登米町寺池桜小路九十九―十 | 平成二十六年十一月三十日 |
| 長井内科医院    | 大崎市古川三日町一三二―二十五  | 平成二十六年十二月六日  |

○宮城県告示第七十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

| 認証番号  | 品 目   | 申請者の氏名                | 製造業者の名称     | 製造所等の所在地         |
|-------|-------|-----------------------|-------------|------------------|
| 百十九   | 豆腐    | 有限会社ほし食品<br>代表取締役 星孝征 | 有限会社ほし食品    | 遠田郡美里町字藤ヶ崎町四十二番地 |
| 二百一十七 | 豆腐    | 有限会社ほし食品<br>代表取締役 星孝征 | 有限会社ほし食品    | 遠田郡美里町字藤ヶ崎町四十二番地 |
| 二百一十八 | 油揚げ   | 有限会社ほし食品<br>代表取締役 星孝征 | 有限会社ほし食品    | 遠田郡美里町字藤ヶ崎町四十二番地 |
| 六十九   | 果実等飲料 | 伊藤文信                  | 加美町地域加工センター | 加美郡加美町下新田字松木三    |

二 認証年月日

平成二十七年一月十六日

○宮城県告示第七十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日  
平成二十六年十二月五日
- 二 商号又は名称等

| 商号又は名称及び代表者の氏名     | 主たる営業所の所在地          | 建設業許可番号              | 申請区分及び許可を取り消した建設業の種類     | 受付年月日        |
|--------------------|---------------------|----------------------|--------------------------|--------------|
| 株式会社木村土建 木村 浩章     | 東松島市大塩字五台二十三―二      | 般・特一二十<br>第三千七百九十号   | 一部廃業<br>一般建設業<br>管工事業    | 平成二十六年十一月十日  |
| 伊藤工務店 伊藤 榮七        | 仙台市太白区鉤取本町一丁目十二―三十五 | 般一二十二<br>第四千九十八号     | 全部廃業<br>一般建設業<br>建築工事業   | 平成二十六年十一月四日  |
| 株式会社小畑ラポ・テック 千葉 昭夫 | 仙台市若林区河原町一丁目三一二十一   | 般一二十三<br>第一万二千四百四十七号 | 一部廃業<br>一般建設業<br>鋼構造物工事業 | 平成二十六年十一月十一日 |
| 株式会社玉川電器商会 後藤 賢一   | 仙台市若林区遠見塚東十四―八      | 般一二十三<br>第一万三千四百一十号  | 全部廃業<br>一般建設業<br>電気工事業   | 平成二十六年十一月六日  |

|                   |                       |                                |  |                  |
|-------------------|-----------------------|--------------------------------|--|------------------|
| 鈴木電気商会<br>鈴木裕     | 遠田郡涌谷町字表桜町<br>三一二     | 一般一二十六<br>号<br>第二万百六十          | 全部廃業<br>一般建設業<br>電気工事業                                 | 平成二十六年<br>十一月五日  |
| ラコリス株式会社<br>遠藤 己夫 | 仙台市宮城野区鶴ヶ谷<br>二丁目八一   | 一般一二十四<br>号<br>第二万九千四<br>百二十五号 | 一部廃業<br>一般建設業<br>造園工事業                                 | 平成二十六年<br>十一月七日  |
| タカイ工業<br>高橋 威一    | 仙台市泉区将監十丁目<br>一十六百三   | 一般一二十三<br>号<br>第一万九千六<br>十七号   | 全部廃業<br>一般建設業<br>防水工事業                                 | 平成二十六年<br>十一月五日  |
| 株式会社アイコ<br>長嶋 利幸  | 仙台市太白区鉤取本町<br>一丁目十五   | 第一万八千六<br>百六十四号                | 一部廃業<br>特定建設業<br>土木工事業<br>ほ装工事業<br>しゅんせつ工事業<br>水道施設工事業 | 平成二十六年<br>十一月十三日 |
| 有限会社ササキ<br>工事店 徹雄 | 仙台市宮城野区福室字<br>久保野一三十九 | 一般一二十四<br>号<br>第三十四号           | 全部廃業<br>とび・土工工事業                                       | 平成二十六年<br>十一月七日  |

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|       |       |  |                  |
|-------|-------|--|------------------|
| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                                | 供用開始年月日          |
| 県道    | 女川牡鹿線 | 牡鹿郡女川町飯子浜字飯子五番一地从先から同郡同町飯子浜字飯子一九番二地先まで | 平成二十七年<br>一月二十七日 |

○宮城県告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出すること

ことができる。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画緑地

2 名称 二号岩沼海浜緑地

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

岩沼市下野郷字浜及び押分字須加原の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

岩沼市下野郷字浜、同字赤江川及び押分字須加原の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び岩沼市役所（建設部復興都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十七年一月二十三日から平成二十七年二月六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び巨理都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画、仙南広域都市計画及び巨理都市計画下水道

2 名称 阿武隈川下流域下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

なし

2 廃止しようとする土地の区域

岩沼市下野郷字赤江川及び同字浜の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び岩沼市役所（建設部復興都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十七年一月二十三日から平成二十七年二月六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

平成二十七年一月二十三日

一 施行者の名称

東松島市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十七年一月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県東松島市野蒜字後沢、字北余景の各一部

2 使用の部分

宮城県東松島市野蒜字後沢、字北余景の各一部

○宮城県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

平成二十七年一月二十三日

一 施行者の名称

東松島市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称

東矢本駅北地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

平成二十七年一月二十三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県東松島市小松字下浮足の一部

2 使用の部分

宮城県東松島市小松字下浮足、字中浮足の各一部

○宮城県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鳴瀬土地改良区役員住所変更について、次のとおり届出があった。

平成二十七年一月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

| 役職名 | 変 更 後 |                | 変 更 前 |  |
|-----|-------|----------------|-------|--|
|     | 氏 名   | 住 所            | 氏 名   | 住 所  |
| 理 事 | 小野 幸男 | 東松島市宮戸字大浜台七番地二 | 小野 幸男 | 東松島市宮戸字二ツ橋一番地<br>宮戸小学校グラウンド<br>応急仮設住宅四の一号室 |

公 告

○県営洲崎地区土地改良事業（農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地防災事業））計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の第三項の規定により次の事項を公告する。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

記

一 変更後の事業計画の概要  
別冊のとおり

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

東松島市赤井字関の内一号十番九、十番十、十番十一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

亀川田 仁

東松島市大曲字堺堀百七十四番地十四 ハピネ

ス亀川田一〇二

亀川田卓矢

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第五十条第二項の規定により都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

巨理郡巨理町字上浜街道九番一、十番一、十一番一、十二番一、十三番一、十四番一、十五番一、十六番一、十八番一、十九番一、二十番一、二十一番一、二十一番二、二十二番一、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

巨理町

三十五番、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十三番、四十四番、四十五番、四十六番、九番一地先の水、十六番一地先の道、十六番一地先の水

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十七年一月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 実験台（保健環境センター新庁舎用） 一式  
二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年一月五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社南部医理科 岩手県紫波郡矢巾町大字高田第十地割七十八番一号

五 落札金額 一千七百三万一千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十六年十二月十二日